

石綿（アスベスト）についてQ & A

【目次】

- (1) 石綿（アスベスト）とは？
- (2) 石綿が原因で発症する病気は？
- (3) どの程度のアスベストを吸い込んだら発病するのか？
- (4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばよいのか？
- (5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？
- (6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？
- (7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？
- (8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいのか？
- (9) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？
- (10) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？
- (11) 主人が石綿工場で働いていたのですが家族の健診はどうすればよいのか？
- (12) わが家はアスベストの危険性があるか？
- (13) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいのか？
- (14) 当社ではアスベストを取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいのでしょうか？
- (15) 石綿を扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きすればよいのですか？
- (16) 医師に中皮腫と診断され、労災が適用されるといわれました。どのような手続きを行えばよいのですか？
- (17) 医師に中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか？
- (18) 既に退職していますが、在職中はアスベストを取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか？
- (19) 静岡労働局及び、静岡県内労働基準監督署の連絡先は？

(1) 石綿(アスベスト)とは？

石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸引してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われてきましたが、昭和50年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

(2) 石綿が原因で発症する病気は？

石綿(アスベスト)の繊維は、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています(WHO報告)。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよりますが、石綿を扱う機会が多いこととなりますので、定期的に健康診断を受けることをお勧めします。現に仕事で扱っている方(労働者)の健康診断は、事業主にその実施義務があります。(労働安全衛生法)

石綿を扱うことにより発生する疾病としては主に次のものがあります。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

石綿(アスベスト)肺

肺が線維化してしまう肺線維症(じん肺)という病気の一つです。肺の線維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺と呼んで区別しています。職業上アスベスト粉じんを10年以上吸引した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15~20年といわれています。アスベストばく露をやめたあとでも進行することもあります。

肺がん

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに 15～40 年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は 20～50 年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

(3) どの程度のアスベストを吸い込んだら発病するのか？

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明の点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

(4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばよいのか？

アスベストを吸い込んだ可能性のある方で呼吸困難、咳、胸痛などの症状がある方、その他特にご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？

胸部 X 線写真でアスベストを吸い込んでいた可能性を示唆する所見が見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ方全てに胸部 X 線写真の所見があるとは限りません。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？

一旦吸い込んだアスベストの一部は異物として痰のなかに混ざり、体外に排出されますが、大量のアスベストを吸い込んだ場合や大きなアスベストは除去されずに肺内に蓄積されるといわれています。

(7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？

発病し、さらにある程度進行するまでは無症状のことが多いといわれています。

(8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいか？

過去、石綿にばく露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては現在有効な手段は明らかではありませんが、石綿を吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだ石綿の量、期間、種類によって異なります。

肺がんについては、石綿ばく露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告があり、禁煙は重要です。

(9) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？

職業歴に石綿又は石綿関連製品を取り扱う事業所等に従事していた可能性がありましたら、都道府県労働局又は労働基準監督署で労災の相談を受け付けています。また、石綿は昭和30年代より輸入が急増し、屋根に使われるスレートのような建材を始めブレーキライニングなど、多くの製品に使用されていたことから、職場で知らずにアスベストを吸っていた可能性もありますので、少しでも思い当たる場合には都道府県労働局又は労働基準監督署にもご相談ください。

(10) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？

中皮腫は吸い込んだ石綿の量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接石綿又は石綿含有の製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和30年代から40年代頃の間、石綿工場の周辺に住んでいた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとしています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(11) 主人が石綿工場に働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいか？

作業経験者の家族の方で、石綿による健康障害が懸念される症状が現れた場合には、早めに医師に相談すると良いでしょう。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(12) わが家はアスベストの危険性があるか？

建築物においては、

- ・ 耐火被覆材等として吹付けアスベストが、
- ・ 屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が

使用されている可能性があります。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、戸建住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。

販売業者や管理会社を通じて建築時の工事事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

(13) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいか？

石綿障害予防規則において、吹き付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処してください。

(14) 当社ではアスベストを取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいのでしょうか？

石綿を取り扱う作業等として、(1) 石綿含有製品を製造・加工する作業等と、(2) 石綿が使用された建築物等の解体の作業について、石綿障害予防規則等に基づいて、主に次のような対策を講じることが義務づけられています。

(1) 石綿含有製品を製造・加工する作業等

ア．<労働安全衛生法関係>

- ・ 石綿粉じんが発生する屋内作業場については、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設ける。
- ・ 石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。

- ・石綿製品を切断、穿孔、研磨等する際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、石綿製品を湿潤なものにする。
- ・屋内作業場については、6か月に1回ごとに空気中の石綿の濃度を測定し、作業環境の状態を評価、改善する。測定の記録は30年間保存する。
- ・常時これらの作業に従事する労働者について、6か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。

イ．＜大気汚染防止法関係＞

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する次のいずれかの施設（一定規模以上）を設置又は使用しようとする工場又は事業場は、都道府県等へ60日前までに届出が必要なほか、敷地境界基準（大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本以下であること）の遵守、自主測定の義務（6か月に1回以上）と測定結果等の3年間保存が義務づけられています。

1 解綿用機械	2 混合機
3 紡織用機械	4 切断機
5 研磨機	6 切削用機械
7 破砕機及び摩砕機	8 プレス（剪断加工用のみに限る）
9 穿孔機	

石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

（2）石綿が使用された建築物等の解体等の作業

ア．＜労働安全衛生法関係＞

- ・解体、改修を行う建築物に石綿が使用されているか否かについて、事前調査を行う。
- ・石綿が使用されている建築物の解体、改修を行う前に労働者へのばく露防止対策等を定めた作業計画を定め、これに従って作業を行う。
- ・石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、石綿の有害性、粉じんの発散防止、保護具の使用方法等について特別教育を行う。
- ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
- ・石綿を含む建材等の解体をする際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、建材等を湿潤なものにする。

・常時これらの作業に従事する労働者について、6か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。

なお、建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けています。

建設業労働災害防止協会：03 - 3453 - 8201

イ．＜大気汚染防止法関係＞

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業で次の作業を伴う建設工事を施工しようとする方は、都道府県知事等へ14日前までに届出が必要なほか、集じん装置の設置、隔離、湿潤化等の作業基準の遵守が義務づけられています。

耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、

(ア) 当該建築物の延べ面積が500平方メートル以上であり、かつ、

(イ) 解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50平方メートル以上である作業

(15) 石綿を扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きすればよいのですか？

過去に石綿を取り扱う作業に従事し、離職の際又は離職後の健康診断で、一定の所見（両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。）が認められる場合には、住所地の（離職の際は、事業場の）都道府県労働局に健康管理手帳の申請をすることにより、健康管理手帳の交付がされます。手帳が交付された場合には、その後、無料で定期的に健康診断を指定の医療機関で受けることができます。

なお、この健康管理手帳の申請は、所属していた事業場が倒産等により、今現在存在していなくても、申請することができます。

申請方法などの詳細につきましては、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(16) 医師に中皮腫と診断され、労災が適用されるといわれました。どのような手続きを行えばよいのですか？

業務上、石綿を吸入し、それが原因で石綿疾患に罹ったり、亡くなられた場合には、労災としての認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険の給付には、治療費の給付に当たる療養補償給付や治療するために会社を休んだ場合に支給される休業補償給付等がありますが、いずれの場合

合も請求書に必要事項を記入して、医療機関又は労働基準監督署にその請求を提出して手続きを行います。

詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

(17) 医師に中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか？

石綿を取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。監督署において、詳しくお話を伺い、必要な調査を行います。その結果、中皮腫が仕事が原因であると認められれば、労災認定が受けられます。

(18) 既に退職していますが、在職中はアスベストを取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか？

労災保険給付を受ける権利は、退職しても変更されません。したがって、退職された後であっても、労災認定を受けることができますので、労働基準監督署にご相談ください。

(19) 静岡労働局及び、静岡県内の労働基準監督署の連絡先は？

< 静岡労働局 >

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎 3 階
総務部

課・室	連絡先
総務課	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 7
企画室	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 2 0
労働保険徴収課	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 6

労働基準部

課・室	連絡先
監督課	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 5 2
安全衛生課	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 4
賃金室	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 5
労災補償課	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 6 9

< 静岡県内の労働基準監督署 >

地区	郵便番号	住所	連絡先
浜松	432-8555	浜松市元魚町 146	053 - 456-8147
静岡	420-8622	静岡市葵区追手町 9 - 50 静岡地方合同庁舎 5 階	054 - 252-8105
沼津	410-0831	沼津市市場町 9 - 1 沼津合同庁舎 4 階	055 - 933-5830
清水	424-0825	静岡市清水松原町 2 - 15 清水合同庁舎 3 階	0543 - 51 - 8800
三島	411-0033	三島市文教町 1 - 3 - 112 三島労働総合庁舎 3 階	055 - 986-9100
富士	417-0041	富士市御幸町 13 - 28	0545 - 51 - 2255
磐田	438-8585	磐田市見付 3599 - 6 磐田地方合同庁舎 4 階	0538 - 32 - 2205
島田	427-8508	島田市本通 1 丁目 4677 - 4 島田労働総合庁舎 3 階	0547 - 37 - 3148